

レセ電通信歯 2023002 号  
令和 5 年 6 月 28 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部  
国保中央会医療保険部

新型コロナウイルス感染症に関連する歯科診療行為マスターの  
診療行為コードの記録について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、同年5月8日以降は、5類感染症移行前の新型コロナウイルス感染症の診療報酬上の臨時的な取扱いに係る診療行為コード（以下「5類移行前の診療行為コード」という。）では請求できません。

7月以降（6月診療分以降のレセプトに限る）、5類移行前の診療行為コードを記録してオンライン請求すると事務点検ASP（L3）エラーとなるため、請求の際はご留意願います。

なお、5月診療分レセプト（月遅れ分）については、システム仕様上、事務点検ASP（L3）エラーとならないため、記録する診療行為の算定日や厚生労働省保険局医療課から発出されている事務連絡に十分留意の上、請求願います。

【5類移行に関する歯科診療行為マスターの掲載先】

（2023年4月24日改定分ファイル）

[https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/kihonmasta\\_02.html](https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/kihonmasta_02.html)